国民年金だより

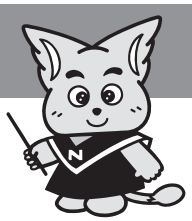

国民年金の手続き（種別変更）はお済みでしょうか？

就職や退職、結婚などで加入者の種別が変わったときは、14日以内に手続をすることが必要です。
届け出をしなかったために、将来の年金額等に影響が出る場合がありますので、必要な手続は早急に済ませましょう。

■ 国民年金の加入者は3つの種別で分けられます。

●第1号被保険者　自営業、学生など（第2号、第3号被保険者以外の方）
●第2号被保険者　会社員などの厚生年金保険・共済組合等の加入者
●第3号被保険者　会社員など（第2号被保険者）に扶養されている配偶者

■ 種別が変わるときには届出が必要です。

現在の種別	種別の変わる事由	変更後の種別	届け出先
第１号	就職して厚生年金か共済組合に加入した	第２号	勤務先
	会社員と結婚して被扶養配偶者になった	第３号	配偶者の勤務先
	夫が就職して、被扶養配偶者になった	第３号	配偶者の勤務先
第２号	転職して自営業になった（被扶養配偶者も第１号被保険者になります）	第１号	役　場
	会社を退職して自営業者の妻になった	第１号	役　場
	会社を退職して会社員の被扶養配偶者になった	第３号	配偶者の勤務先
第３号	夫が会社を退職した	第１号	役　場
	会社員の夫と離婚した	第１号	役　場
	収入が増え、被扶養配偶者でなくなった	第１号	役　場
	夫が亡くなった	第１号	役　場
	会社に就職して被扶養配偶者でなくなった	第２号	勤務先
	夫が転職し、厚生年金から共済組合または共済組合から厚生年金に変わった	第３号	配偶者の勤務先

※妻が会社員などで、夫がその被扶養配偶者のときは、「妻」と「夫」を読み替えてください。

学生の皆さん!「学生納付特例制度」をご存知ですか？

国民年金は20歳から60歳までのすべての方が加入することになっています。
しかし、国民年金保険料を納めることが困難な学生には、本人の前年の所得が一定額以下の場合、保険料に納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

■対象となる学生

大学（大学院）・短大・高等学校・高等専門学校・専修学校および各種学校（知事の認可を受けている学校で修業年限が１年以上である課程）に在学する20歳以上の学生で、学生本人の前年の所得が118万円以下であるとき。

■手続き

在学証明（原本）または、学生証の写し、年金手帳、印鑑をお持ちになり、役場国民年金担当窓口または徳島南年金事務所で申請してください。（毎年申請が必要です。）申請時点の2年1カ月前の月分まで遡ることができますが、申請が遅れると、万一の際に障害年金が受け取れない場合がありますので、すみやかに申請してください。

■承認を受けた期間

学生納付特例期間中の障害や死亡といった不慮の事故にあった場合には、障害基礎年金または遺族基礎年金を受けることができます。また、学生納付特例期間は、老齢基礎年金の受給資格期間に算入されますが、老齢基礎年金の年金額には反映されません。

■保険料の追納制度

承認された期間については、保険料を全額納付した時に比べ、受け取れる年金額が少なくなります。このため、これらの期間は10年以内であれば、あとから保険料を納付することができる「追納制度」があります。なお、保険料の免除若しくは納付猶予を受けた期間の翌年度から起算して３年度目以降に保険料を追納する場合には、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じ政令で定める額が加算されます。

【お問い合せ先】　徳島南年金事務所　☎088-652-1511（音声案内①→②）